

# 社会福祉法人身延町社会福祉協議会 社会福祉金庫貸付事業運営規程

## （趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人身延町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条第1項第12号に規定する社会福祉金庫貸付事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

## （設 置）

第2条 本会は、この事業を行うため、身延町社会福祉金庫（以下「金庫」という。）を設置する。

## （事業の目的）

第3条 この事業は、身延町内に居住し、緊急一時的に生計困難となった世帯に対し、世帯更生運動の一助として無利子で金庫の資金を貸し付けることにより、その経済的自立を図ることを目的とする。

## （貸付金の限度額）

第4条 この金庫の貸付は、1件10万円以内とする。

## （貸付方法及び保証人）

第5条 本会会長は、所定の申込書に町内に住所を有する保証人1名の記名・押印、並びに地区担当の民生委員の意見を添えて貸付申請をした者に貸し付けをする。

2 本会会長は、前項の貸し付けを行うにあたり、第3条の目的に照らし、その有用性について充分勘案のうえ貸し付けの適否を判断するとともに、他法、他施策の活用について考慮するものとする。

## （償還方法及び期間）

第6条 貸付金の償還は、月賦、半年賦及び一時償還とし、貸付期間は一年以内とする。

## （金庫の会計及び資金）

第7条 この金庫の会計は、本会一般会計で処理する。ただしこの事業に係わる債権の管理その他の経理の状況について、他の経理と区分し明確にしておかなければならない。

2 この金庫の資金は、この規程の施行の日の前日において、合併前の社会福祉法人下部町社会福祉協議会が所有する下部町福祉金庫、社会福祉法人中富町社会福祉協議会が所有する中富町福祉金庫及び社会福祉法人身延町社会福祉協議会が所有する社会福祉金庫の各資金を充当するとともに、その債権について、本会へ引き継ぐものとする。

3 前項の規定にかかわらず、この金庫の資金は、必要に応じ寄附金及び本会

一般会計剰余金等を充当することができる。

(欠損補填積立金)

第8条 本会は、この事業を安定的に運営するため、社会福祉金庫欠損補填積立金を別に準備する。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年9月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人下部町社会福祉協議会が所有する下部町福祉金庫、社会福祉法人中富町社会福祉協議会が所有する中富町福祉金庫及び社会福祉法人身延町社会福祉協議会が所有する社会福祉金庫から貸し付けられた資金は、この規程により貸し付けられたものとみなし、償還方法その他の貸付条件は、なお従前の例による。